

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金実施要領

1 目的

この実施要領は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条に掲げる補助事業の実施に関して、交付要綱の定めによるほか、必要な細目等を定めることを目的とする。

2 事業内容

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、省エネ性能の高い空調設備や照明機器、給湯設備の更新（以下「省エネ設備導入事業」という。）を行う費用に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

3 間接補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業の要件及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の要件は、以下のア～ウのとおりとし、補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

- ア 京都市内において実施すること。
- イ 間接補助金の交付の対象となる機器は、商用化されたものであること。また、中古品は対象外とする。
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 間接補助金の交付の対象者

間接補助金の交付の対象となる者は、以下のア～ウに掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- ア 京都市内に事業所を有する者
- イ 中小事業者

京都市内において、事業活動を営んでいる既築の工場、事業場、店舗、宿泊施設、医療機関、福祉施設、教育機関等を有する次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する中小企業者等

- (ア) 中小企業者
 - 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (イ) 医療法人
 - 常時使用する従業員の数が300人以下のもの
- (ウ) (イ)以外の法人
 - 常時使用する従業員の数が100人以下のもの
- (エ) その他市長の承認を得て補助事業者が適当と認める者

ウ 以下の(ア)～(カ)に該当しない者

- (ア) 既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者
- (イ) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (ウ) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (オ) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (キ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(イ)から(カ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (ク) (イ)から(カ)まで((キ)の場合を除く。)のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、補助事業者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わない者
- (ケ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者
- (コ) 公序良俗に反する活動を行う者、その他執行団体が適当でないと認める者
- (カ) 国又は地方公共団体等

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、間接補助対象経費の3分の1以内とし、算出した額が2,000千円を超える場合は、2,000千円とする。ただし、算出した額が200千円未満となる場合は、間接補助の対象としない。

(4) 補助事業の実施体制

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次のア～オに掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募
- イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払いまでを含む。）に関する事務
- ウ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督及び補助対象事業の進捗管理
- エ 補助対象事業に対する問合せ等への対応
- オ その他上記に関する付帯事務

(5) 間接補助事業者の指導監督

- ア 補助事業者は、補助対象事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して補助対象事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に市長に報告するものとする。
- イ 補助事業者は、補助対象事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、市長に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(6) 交付の条件

- ア 間接補助事業者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- イ 取得財産のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価500千円以上の機械及び器具、備品及びその他重要な財産とする。
- ウ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- エ 間接補助事業者は、市長を通じ、環境大臣又は地方環境事務所長の承認を受けないで、前項で定める期間を経過するまで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。
なお、財産処分に関する承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、別途指定する期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第29号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- オ 交付対象事業の完了によって間接補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、交付金の交付の目的に反しない場合に限り、交付対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付金の全部又は一部に相当する金額を間接補助事業者に納付させることができる。
- カ 間接補助事業者は、間接補助金について経理を明らかにする帳簿（電磁的記録による保管が可能なものも含む）を作成し、事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について上記ウで

定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

4 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部事項が生じたときについては、市長に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、令和7年11月25日から施行する。